

春のお家点検をしませんか？



観測史上最大量の大雪で、皆様大変な日々をお過ごしになったかと思います。

当社では、屋根の雪下ろしや除雪など雪関連のご依頼を多くいただきました。また、雪害により窓ガラスが割れてしまったり、外壁がへこんでしまったり…雪庇によるスガ漏れなどの対応のご依頼もありました。

ようやくあの大雪も解け始め、日中は暖かく感じる日も増えてきました。お家の周りの雪が解けましたら、今回の大雪などでお家が傷んでいないか点検してみてください。

加入していて良かった！— 火災保険・個人賠償責任保険 —

今年の冬は、保険の対象となる雪害や凍害が多くありました。ご自分のお家に対する損害は、火災保険の適用となる場合があります。今年は、雪害によって隣のお家を破損させてしまった事故が発生しました。お隣のお家の建物に対する損害は、火災保険では適用になりませんが、個人賠償責任保険の適用になる場合があります。

今回当社で対応した雪害による事故は、ご自宅の屋根の雪が落ち隣家の窓ガラスを破損、外壁を傷つけてしまいました。幸い個人賠償責任保険にご加入されていたので、その保険で補うことができました。

もしもの時の備えとして、火災保険と一緒に個人賠償責任保険のご加入もご検討してみてください。

「こどもみらい住宅支援事業」スタートします！

子育て世帯または若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減のための事業がスタートします。



◆ 補償の対象

新築

- ・子育て世帯・若者夫婦世帯
- ①ZEH・Nearly ZEH・ZEH Ready 又は ZEH Oriented の住宅
- ②高い省エネ性能等を有する住宅
- ③一定の省エネ性能を有する住宅

リフォーム

◆ 全世帯対象！

- ①必須工事⇒開口部の断熱工事・外壁、屋根、天井
又は床の断熱工事・エコ住宅設備の設置
- ②任意工事⇒子育て対応改修・耐震改修・バリアフリー改修・エアコンの設置など

◆ 対象期間

- ・工事請負契約 ⇒ 令和3年11月26日から令和4年10月31日までに締結
- ・建築着工（新築）⇒ 事業者登録を行った後、令和4年10月31日までに着工
- ・工事の実施（リフォーム）⇒ 事業者登録を行った後に着工し、令和4年10月31日迄に完成

施工業者が事業者登録を行った後に工事着手する住宅が対象となります。当社も本事業の事業者登録を行いました。

事業の詳しい内容については、国土交通省のホームページにてご確認ください。

株式会社 共同舎 (北嶺グループ企業)

一般建設業許可

北海道知事(般-24)石第21338号

一級建築士事務所

北海道知事登録(石)第5428号

札幌市東区北31条東17丁目5番24号

T(011)787-3087 F(011)787-3097

E-mail kyoudousya@hokurei-fudousan.co.jp

裏面もご覧ください。